

平成29年度 第2回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成29年5月25日（木） 午後2時 開議

城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成29年度第1回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 報告第2号 臨時代理処分の承認について（宮古島市総合文化祭「児童・生徒の部」運営委員会設置要綱について）
- 日程第5 議案第3号 宮古島市立図書館協議会委員の委嘱について
- 日程第6 議案第4号 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第7 議案第5号 宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第8 議案第6号 宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校統合協議会設置要綱及び城辺地区中学校統合計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第9 その他 城辺地区統合中学校用地選定委員会設置要綱（案）について
- 日程第10 その他

報告第 2 号

臨時代理処分の承認について（宮古島市民総合文化祭「児童・生徒の部」
運営委員会設置要綱について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第 4 条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 2 9 年 5 月 2 5 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

別紙

宮古島市民総合文化祭「児童・生徒の部」運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、『創造する市民の文化』をテーマに、児童・生徒による文化芸術の発表の機会を設け、宮古島市の文化を広く発信することを目的とし開催される宮古島市民総合文化祭「児童・生徒の部」(以下「文化祭」という。)の円滑な運営、作品審査を円るために、宮古島市総合文化祭「児童・生徒の部」運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、その運営等に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 作品の募集方法に関する事。
- (2) 作品の審査法に関する事。
- (3) その他文化祭の運営に関する事。

(組織及び任期)

第3条 委員は書道、美術、俳句、短歌、作文、詩、自由研究、工作、音楽、民話の各分野において、高い見識又は経験を有する教諭及び民間の有識者のうちから、教育長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の文化祭に関する一切の業務が完了するまでとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

(報償)

第4条 委員の報償については、宮古島市謝礼金支払基準に基づき支給する。ただし、島内に居住する公務員(国・県職員)、教員、議員及び給料支給委員への支給については、市の財政方針により時間内・時間外を問わず支給し

ないものとする。

(庶務)

第5条 運営委員会の庶務は、生涯学習部生涯学習振興課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年5月1日から適用する。

議案第3号

宮古島市立図書館協議会委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年5月25日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

協議会委員の任期満了に伴い、宮古島市立図書館条例第5条第2項に基づき委嘱する必要があるため、本案を提出します。

議案第 4 号

宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 29 年 5 月 25 日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

平成 29 年度要保護児童生徒援助費補助金の予算単価及び国庫補助限度単価の一部見直しに伴い、関係例規との整合を図る必要があるので、本案を提出します。

別紙

宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令について

宮古島市立就学援助事務取扱要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

援助の費目	支給対象		支給額
学用品費 (通学用品費含む)	小	1年生	年額 11,420円
		2～6年生	年額 13,650円
	中	1年生	年額 22,320円
		2・3年生	年額 24,550円
校外活動費 (宿泊伴う)	小	5年生	実費 (限度額 3,620円)
	中	1年生	実費 (限度額 6,100円)
校外活動費 (宿泊を伴わない)	小	全学年	実費 (限度額 1,570円)
	中	全学年	実費 (限度額 2,270円)
新入学児童生徒 学用品費	小	1年生	年額 40,600円
	中	1年生	年額 47,400円
学校給食費	全学年		実費
医療費	学校病で学校からの医療券で治療する者		実費

附 則

この訓令は、公布の日から施行し平成29年4月1日から適用する。

議案第 5 号

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 29 年 5 月 25 日

宮古島市教育委員会

教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立学校選手派遣費補助の要件を拡充するには、要綱を改正する必要があるので、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令について

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 各競技の宮古地区大会、沖縄県大会、九州大会等において、上位大会の出場資格を獲得したチーム及び個人が大会に派遣される場合

第6条第1項第2号中「。」を削る。

第13条中「第12条」を「前条」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校統合協議会設置要綱及び城辺地区中学校統合計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 2 9 年 5 月 2 5 日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校統合協議会設置要綱及び、城辺地区中学校統合計画策定委員会設置要綱において、費用弁償の支払いについて追加するには要綱の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校統合協議会設置要綱及び城辺地区中学校統合計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令

(宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校統合協議会設置要綱の一部改正)

第1条 宮古島市立伊良部、佐良浜小学校及び伊良部、佐良浜中学校統合協議会設置要綱（平成26年宮古島市教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第8条（見出しを含む。）中「報償費」を「報償費及び費用弁償」に改める。

(城辺地区中学校統合計画策定委員会設置要綱の一部改正)

第2条 城辺地区中学校統合計画策定委員会設置要綱（平成28年宮古島市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「報償費」を「報償費及び費用弁償」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。